

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1 審議会名	上田市行財政改革推進委員会委員会
2 日時	平成29年1月31日 午後3時から午後5時20分まで
3 会場	市役所本庁舎 6階 大会議室
4 出席者	増沢延男会長、佐藤和雄副会長、石巻一男委員、岩木功委員、小林哲哉委員 竹内充江委員、手塚たつ子委員、中村彰委員、丸山理英子委員、山浦健太郎委員 山浦美幸委員
5 欠席者	越田明子委員、斎藤重一郎委員、竹村尚美委員
6 市側出席者	宮川総務部長、久保田行政改革推進室長、西澤行政改革推進係長、渡辺公共施設マネジメント係長、松澤行政改革推進室主査
7 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
8 傍聴者	0人 記者 0人
9 会議概要作成年月日	平成29年2月6日

協議事項等

1 開 会 (久保田室長)
2 自己紹介 平成28年4月1日付人事異動に伴う行政改革推進室長、公共施設マネジメント係長の交代のため
3 報告 上田市議会選出の審議会等附属機関等各種委員の見直しによる宮下省二委員の退任について事務局より報告
4 あいさつ (宮川総務部長) お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。昨年は上田市内が真田丸効果で多くのお客様で賑わった。大河ドラマ館は当初の50万人の目標のところ、103万人超と近年のドラマ館としては最高となった。入場料収入も集計中だが約5億円超であった。他にお土産等の事業者の収入もあった。現在は真田茶屋やドラマ館の撤去が始まっており、4月から新たに真田にちなんだ特別展を11月末まで開催しよう模様替えの作業中である。 博物館にも多くの方が来場され、これまでの6万人、収入2,000万円が、26万人超、収入も6倍の1億4,000万円となった。真田茶屋も1億8,000万円の売り上げがあったと聞いている。観光会館の売上も8,000万円が2億3,000万円に、真田歴史館も4倍の来場者があり、松代においても大博覧会等開催し、63万人程の方がお越しになったと聞いている。 駐車場、ドラマ館等の整備で約15億円を投資したが、ほぼ回収できたと感じている。お土産屋、ガソリンスタンド等にも経済効果があったわけで、現在経済効果を集計中である。新しい年を迎え、この流れを途絶えないよう取り組んでいきたいと考えている。台湾でも真田丸の放送を予定しており、篤姫の放送の際は多くの外国人がお越しになったと聞いており、上田市としてもインバウンドに向け進めていきたいと考えており、信州ディステーションキャンペーンを通じて関係機関と協力して進めていきたいことから、今後も皆さんに御協力いただきたい。 昨年策定した第三次行財政改革大綱、公共施設マネジメント基本方針に基づいてアクションプログラム等を計画しながら着実に取り組むように現在進めており、本日これらの取組状況を報告させていただき、次へのステップへというところで委員の皆さんの御意見を頂戴したいと考えている。 公共施設について、小中学校の校舎等の耐震化が全て終わり、本庁舎の建て替えという課題に取り組む事となり、市としてもここに集約する部分と分散庁舎、移転の案も含め検討した結果、現地建て替えという方針になったため、様々な制約がある中で取り組んでいかなければならない。また、長野大学が公立大学法人となり、4月1日に開学を控えている。ラグビーワールドカップのキャンプ地誘致も今年は正念場

を迎える。行財政改革大綱、公共施設マネジメントを確実に進めるために、施設整備についても約 100 施設をアクションプログラムに位置付けている。譲渡・廃止・集約等を確実に進めていきたい。

また、今日は監査委員制度についても議題とさせていただいている。例年、公金の扱いから契約、仕事のあり方等について監査委員からいろいろ御指摘を受け、改善しているが、監査のあり方について全国基準をきちんと定めるべきと全国で議論が高まっており、また、監査委員を増員して欲しいという御意見もある。一方で上田市においては、大北森林組合の補助金不正受給等の事例や住民監査請求もこの 10 年無いこともあり、については、監査制度のあり方についても御意見を賜りたいと考えているのでよろしくお願

5 あいさつ（増沢会長）

皆さんお集まりいただきありがとうございます。昨年は真田丸一色で、素晴らしい成果の一年だった。これからも賑わいを継続していかねばならず、官民一体で取り組まないと一過性で終わってしまう。

今日は、行財政改革大綱と公共施設マネジメント基本方針の策定後における取り組みの報告ということになっている。非常に重要な取り組みであることから慎重審議をしてきたわけであり、事務局から説明をいただき、御意見をいただきたい。また、監査委員制度の件についても、行財政改革推進委員会に意見を求められたということなので、こちらについても活発な御意見をいただきたい。

6 協議事項

(1) 第三次上田市行財政改革大綱・同アクションプログラムについて

・資料に沿い、事務局から説明

(委員)

項目が多岐にわたり大変だったと感じた。公共施設を造ろう、整備するということについては具体的な形で PDCA になっているが、人のつながりでというような、例えば「移住相談・受け入れ態勢の強化」の項目はアクションが弱いと感じる。すでに担当課が決まっているとすれば、それでもう解決になってしまう。次の段階を考えないといけない。項目によって温度差があり、洗い出した担当課や項目が狭いと感じる。

項目 59 の「市民意見公募（パブリックコメント）の制度化」で、担当部局が市民参加協働部だが、広報などそうだが、どんなに配布しても読んでほしい人が読んでくれないということが問題だったりするので、市民の意識改革、社会教育や生涯学習の分野も拾い上げて考えていかないと、どんなに一生懸命やってもぐるぐる回ってしまう気がする。すごく大変なことを要求し、軽々言っていることは自覚しているが、これだけのアクションプログラムを作成するならその辺も手を入れるとお互いにやりやすいと感じる。

(事務局)

御意見はごもっともである。パブリックコメントの制度化を担当する部署は市民参加・協働推進課だけしか記載していないが、この制度を実践していく部署は庁内全体であり、しっかりと市民の御意見を賜れる制度となるよう、こちら働き掛けていきたい。

(委員)

パブリックコメントを求めても、なかなか出てこないのが現状。制度化や仕組みも大切だが、市民の意識改革という横の連携を保ちながらお願いをしていくことが大事。これからは地域が主体でやっていくこともあり、市役所で頑張ってもなかなか地域に浸透していかない。出先機関に出て地域の役員等と関わりを持つ方が意識改革をしやすい。そういうことが横の連携ではないか。

(委員)

地域協議会も地域内分権で温度差がある。知らない地区もかなりあり、あまりのギャップ、情報格差がある。分かりたくないという意識もあるのでとは感じる。みんなでどうやって手を携えていくのかものすごく難しい。

(会長)

これだけの項目を担当部局から引き出すのも大変だったと思うが、絵に描いた餅にしないようにしないといけない。

(事務局)

アクションプログラムは全部で 129 項目だが、公共施設の関係は 19 項目あり、それらの項目の中に約 100 施設が対応するようになっており、そこからさらに広がる計画である。パブリックコメントも関心が低い部分もあるが、行政としてもこちらからさらに住民の中に入っていったり、情報を共有していくことが大切だと感じている。

(委員)

129 項目という大変な量であるが、一つ一つ潰していくということか。

(事務局)

そういうことである。5 年後には結論や方向性を出していくということで、実績については担当課から取りまとめ、協議を重ねた上で進捗状況を公表していきたい。

(会長)

それは毎年度、実績報告を出させるということか。そうなればかなり具体的に見えてくる。全く進んでいないとか、目標値に対して達していないとか。いい加減なことではできないということ。

(委員)

今後、委員会としてはどう進めたらいいのか。例えば、今回の会議ではどこまでを対応するとか。

(会長)

アクションプログラムは、この資料が完成品ということで、この内容で進めていくということなのではないか。審議して修正・追加などという話ではないということではいいか。

(事務局)

昨年度諮問した案件は、「行財政改革大綱の策定について」ということで諮問させていただき、答申いただいたものを尊重し策定した。それをどう具現化するのかということで、体系ごとに項目としてまとめたものがこのアクションプログラムで、お配りしてある冊子は策定済みのものということで御理解をいただきたい。本日皆様から御意見等を賜ったものは担当課へフィードバックし、進捗状況についても毎年度皆様に報告させていただき、着実に進めていきたい。

(会長)

この委員会で検証していくということではなく、これが完成品として進めていくということである。大綱の答申後、今後アクションプログラムを作りますよということで、昨年、行政改革推進室が担当課へ投げかけて作成したもの。ここでいろいろな意見や質問があれば担当課へ投げて対応していくということではいいか。

(事務局)

そのとおりである。これで年度末に取りまとめをし、新年度に進捗状況をご報告させていただく予定である。

(委員)

長野大学の公立法人化ということで、長野大学ということで決まっているのか。

(事務局)

名称は長野大学ということになっている。

(委員)

体育施設関係は何処でどのようになっているのか。

(事務局)

スポーツ推進課において整備計画を検討中であり、公共施設マネジメント基本方針を勘案し、我々も一緒に入って作成をしていく予定である。体育施設も各施設が老朽化しており、全市的な配置も含めて検討していくことになる。

(委員)

現在 1 期目で、昨年の素案作成の時から携わってきたが、印象に残っているのが少子高齢化により何十年後かには人口がかなり減るということで、危機感を行政側が持っているということ。過日参加したある研修会でも、少子高齢化が一番問題であるということだった。このアクションプログラムにおいて、少子高齢化、出生率の減少に歯止めをかけるような項目は具体的にあるのか。

(事務局)

総括的には、体系の「1 住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革」の(ア)「移住・定住・

交流人口を増やす体制の確立」という部分が人口減少対策につながる部分である。直接的なものではないかもしれないが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも関連しており、人口減少対策としての動機づけ、起爆剤的な意味合いの項目となっている。

(会長)

人口を増やす体制の確立ということで、(ア)に子育て広場の充実や子育て世代の支援等がある。産業の集積も工場等が来ると雇用も創出され、人口の増加につながる。

(委員)

都心では、保育施設が不足しているということで施設を充実していくということであるが、上田市においては十分足りているのか。

(事務局)

4月からの通常利用における申し込みについては足りている。ただ、年度途中や一時保育での利用の場合はお待ちいただくことや、希望の保育園にならない場合がある。

(委員)

こういう視点が行政があればありがたいというお願いであるが、基本は行政から民間へ、民間のノウハウという中で分かる。ただし、重い障がいの方々への支援のあり方、施設運営、施設建設。具体的には、重症心身障がいの方、重度重複身体・知的障がいの方。民間へどんどんではなく、やるのであれば公設民営とか。民間では本来できない部分を税金で行政がやってしかるべきというものがあると思うが、そのあたりの見極めというか区別というか、行財政改革の中で市はどう考えているのか。

(事務局)

施設のあり方を検討していく中で、より効率的で効果的な運営を図るため、「民間にできることは民間に委ねる」という視点から、積極的に指定管理者制度などの民間活力の導入を図っている。委員ご指摘の、民間に委ねる部分と行政が担う部分の考え方については、施設条例等に明記してある、施設の設置の目的を効果的に達成するために必要か否か、また、公共サービスの水準を確保しつつ適切なサービスを提供できるか否かといった部分をしっかりと見極めた上で、民間活力の導入を進めていかなければならないと考えている。公設民営という手法も、その考え方の中で最適な方法であれば、選択肢の一つとなりうるのではないかと考える。

(委員)

指定管理者制度の関係はよく分かる。指定管理者制度を導入しているが手を挙げる事業者が少ないかもしれないが、何かお願いしているように感じる部分がある。事業者の選定がそれでいいのかと感ずることもある。その事業者ができない場合は行政でやるというような選択肢はないのか。そういう考えはないのか。

(事務局)

公募による選定において、応募した者が1者の場合や、非公募による選定の場合は、指定管理者としての候補者が限られてしまうため、委員ご指摘のような、指定管理者をお願いしているように感じられる場合があるかもしれないが、公募・非公募を問わず、いずれの施設についても、申請者より提案された事業計画書等について庁内で厳正に採点評価を行った上で学識経験者による委員等で構成される選定委員会において審議いただき、候補者を選定している。その選定過程において、申請者が候補者として不適格であるとして承認されない場合は、選定のやり直し又は市の直営で運営するという選択も、可能性としてあり得ない選択肢ではない。

(2) 公共施設マネジメント基本方針について

・資料に沿い、事務局から説明

(委員)

佐久市で20%の削減目標が出ている。上田市でも合併によって利用頻度の少ない施設もある。削減目標を数字で表現するということは、今回の方針には出ていないが、最初から出すと厳しい意見をいただいてしまうため、例えば中間報告のようなところで何%か分からないが利用頻度の低い施設を削減していくのだということを周知していった方がよい気がする。そうでなければ、統廃合だけの表記だと今のこの施設は無くならないのだなと感じてしまう。そうではなくて、廃止するのだよと言われると、この施設も利用されていないから廃止される中に入っているのだと意識するようになる。その

ようなことをどんどん表現していったらどうか。

(事務局)

佐久市はこれから計画を策定する予定で、20%の削減目標を掲げている。上田市においては、施設ごと分類しており、一律にカットということが難しいと考えている。この公共施設マネジメント基本方針を進めていく上で市民の理解と協力がないと出来ないことである。アクションプログラムの取組項目で、見直しをする予定の施設が約100施設あり、公の施設が約510あることから、約20%に相当するが、検討するとしても即廃止ではなく、地域に向いて協議し、理解と協力を得てから実施することであり、必要であれば存続となることもあるため、一律に数字で何%カットということではなく、取組項目を確実に実施していく方向で考えている。

(委員)

こういうことを少し頭に入れておいていただいて、一概に20%削減とかではなく、施設の括り(分類)ごとにどの位というようにやっていくと市民も問題意識を持ってくれるのではないかと。市民の理解と協力と言っても気持ちよくどうぞとはならない。ある程度周知した中でこの位までいったら実施するのだよというようなルールと作っておかないと、いつまでも市民の顔色を伺っていたのでは実行できない。地元の公民館を建て替えるか、改修するかで、だいたい8割の方は賛成だが2割は賛成してくれない。その人たちを無視するわけにもいかないし、意見も強烈。その人たちを説得するのが大変。だが、じわじわ浸透させていき、決めるときにはしっかりと決めていくということは仕方ないように感じる。

(委員)

市民の理解と協力とあるが、どこまで受け止めるかが大きな問題だと思う。数字の目標でバツサリやるわけにもいかない。この点は強い意志を持ってやるのが大切。一人や二人でも反対がいればやらないのかとなると判断が難しい。こういう問題は市民の基本的な理解を得て取り組まないといけないが、最後は決断しないと出来ない。

(事務局)

お話のとおりで、あらゆる施設について総務部を中心としてあり方を見直していくということで理事者を交えて結論を出していくが、100%賛成をいただくまでということではなかなか進まないの、市として説明責任を、説明する努力をする中でどこかで決断する必要があると考えている。

これから少子高齢化が進む中、例えば小・中学校をある時期に一気に統廃合するわけにはいかない。様々な面から研究・検討する中で一定の線を引いていかなければならない。給食センターの件も、現在様々な署名活動が行われている。こうした中で、どこで折り合いをつけられるのかと考えている。マルチメディア情報センターについても、当初の目的は既に達成し、違うものになりつつあるため、用途を変えて廃止または民間に譲渡するということを審議会にお諮りする予定である。公文書館を造ることについても、長年ご要望をいただいております、新たに作ることは困難なため、今ある施設を転用する中でお願いできないか地域の方にお話をきて、ようやく方向付けができる段階となっている。

これら各部局で利用者・住民の方とお話をする中で実現をしていく、しかしそれには強い決意を持って臨まなければ前に進まないため、アクションプログラムに掲げていきたいと思いますということで進めていく。今後進捗状況についても、この審議会でご指摘をいただいております、市内へフィードバックし、市民に公表していきたい。

(会長)

強い決意で進めていくという旨の話をお聞きした。

(3) 上田市の監査委員制度について

・資料に沿って事務局から説明

(会長)

監査委員の提案ということで、識見監査委員を増やしてほしいということだが、この点について、行革の一環ということで意見をお聞きしたいということだがどうか。

(委員)

国の第31次地方制度調査会での答申で、「議員選出監査委員を置かないことを選択肢として設ける必要性が具申されている」とあるが、国がこのような方向性でいくとなると、地方公共団体は、場合によっては議員選出の監査委員を置かずに、識見監査委員を2人又は3人置くことになるのか。

(事務局)

地方自治法においては、長野市のような規模の自治体については、識見監査委員は法律で2名置くことになっているが、上田市のような規模の自治体については、法律上は識見委員1人、議員選出委員1人と法律で定められている。ただし、自治体の実情に応じて条例でこの数を定めることができるようになっている。長野市を除く10市では、住民監査請求が頻繁に起こったとか、市町村合併時に監査の充実を図る目的で、それぞれ識見監査委員を2名としている。上田市においては法律どおり各1人としているが、国においては地方自治法の改正に向けた動きがあると聞いている。

全国都市監査委員会という全国組織があり、全国共通の監査基準を定めるということで、昨年の会議で案が示され、これに基づいて上田市においても全国的な統一基準に基づいて示し、公表するというのである。

また、監査委員の制度については、議員選出委員については無しにして、2名を識見委員とすることもできるという検討もされていると聞いているが、まだ法改正の提案がされていない。「できる」という規定となると市議会とも調整する必要があり、条例改正も伴う。監査委員からは早めに識見委員を2名にする、または任期をずらして継続性を持たせた方がよいのではということ、このような要望がある。一方で、委員を2名に増やすと報酬も増えるため、感触についてこの委員会で掴んでおきたいということである。

(委員)

この委員会で意見を求めているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

現在は、上田市の場合、地方自治法で縛りがある。自治法が変われば別だが、識見委員を2名にしてほしいということはどう捉えたらよいか。

(事務局)

現在の監査委員からの提案では、現行の制度に基づいて議員選出監査委員1人と識見監査委員1人というものから、条例を定めて、議員選出監査委員1人、識見監査委員2名の3名体制にして監査の充実を図ったかどうかということである。報酬は増となるが、監査の充実が図られるだろうと。もう一つは、国で監査制度の見直しの動きがある。経費はかかるが複数の目で見ただけという利点もあり、人員を増やすということで行革の流れと逆行するが、この委員会で忌憚のない御意見を参考までに頂戴したい。

(委員)

ガバナンスということはいろいろなところで叫ばれており、コストはかかるがそれ以上にガバナンス強化という点からすれば必要かなと感じる。

(委員)

極端な話、検討の中で決まってくると、上田市においても選択肢の一つで検討できるということか。優れた有識者の方の識見を必要とするのであれば、識見監査委員を2名にすればそれはそれでいいと思うが、それも選択肢の一つだと思う。その場合は、どのような手続などが必要となってくるのか。

(事務局)

そのあたりの議論は議会側の意向も確認しなければならないと考える。議会は行政のチェック機関であり、9月議会は前年度の決算を徹底的に審査していただいている。その前段で監査委員から監査していただいている。

(委員)

今回、今日だけというか、今日意見を求められているのか。

(事務局)

今日のところは、これまで監査委員制度についてこのような流れがあり、こういう提案がありました

たが御意見いかがでしょうかという主旨のもの。今後は、国の法改正等があればどう判断するか検討しなければならぬため、必要に応じて御意見を賜わらうと考えている。

(委員)

以前、行政委員の報酬の議論で、監査委員ほか行政委員の権限や仕事、どのような責任や報酬をいただいているかを聞いており、以前から委員をやっているものは分かるが、今期初めて委員をされている方は今日突然言われても分からない部分もあるため、今後とも合せて意見ということであれば、そういった部分ももう一度教えていただきたい。

(会長)

今後の委員会でも、この話は具体的に上がってくると思う。今日はたまたまこういう話の中で皆さんから御意見を聞いて活かすこともできる。確かに、今の時代、不祥事もあり監査委員さんも緊張感を持ってやっていただいております、2人では大変だろうからということではないか。監査を通してOKが出ているのに不祥事を見逃したということになれば責任重大である。

(委員)

監査委員の業務範囲というのがよく分からない。例えば行政全般に関して監査するのか。通常、監査役や会計監査は金の出し入れだけをきちっとできていればよいということもあるが。行政全般に対して口出しができるということか。

(事務局)

監査については、法律や条例、規則に沿って業務が行われているかどうか見ていただいている。市民の皆さんの税金、公金の支出が適正に行われているか、契約や財産の取得、管理が適正に行われているかという視点で実施しており、年度毎ローテーションで全業務を監査し、このやり方はルール通りにやっていない、この契約は入札方法が間違っている等の指摘を市長・教育長が受け、改善している。公金の支出にあたり、この執行は間違っているのになぜ監査は通したのかということで、多くの自治体では住民監査請求という、監査をやり直ささいという措置があり、そういう場合には請求を受けてさらにチェックをしなければならないことになる。住民の皆さんがそれでも納得できない場合は住民訴訟があり、そうすると裁判所でのやりとりとなるが、その前段でチェックを行うことになる。

(会長)

かなり広い範囲であり、会計監査のようにお金の出し入れだけではない。大変である。

(委員)

この11市は識見監査委員2名の他に議員選出監査委員1人の3名で実施しているということか。

(事務局)

長野市は地方自治法に基づき3人で実施している。他市は条例で識見監査委員2人、議員選出監査委員1人と定め3人としている。それぞれ実情があり、住民監査請求が頻繁に起こっていたケースや合併の取り決めで定めているもの等である。